料金表(中部エリア)

[高圧および特別高圧]

令和5年4月1日実施

オリックス株式会社

この料金表(以下「この料金表」といいます。)は、当社の電気需給約款[高圧及び特別高圧](平成30年11月1日実施、以下「需給約款」といいます。)と一体になり、需給約款を補完するものです。この料金表で使用される各用語は、需給約款において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

1. 総則

1 適用

この料金表は、中部電力株式会社(以下、一般送配電事業者としての同社を「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域である次の地域のお客さまに適用いたします。

愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)、長野県

2 定義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(3) 重負荷時間

夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし休日等の該当する時間を除きます。

(4) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および休日等の該当する時間を除きます。

(5) 夜間時間

重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(6) 休日等

次の日をいいます。

日曜日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 1月2日 1月3日 4月30日 5月1日 5月2日 12月30日 12月31日

(7) 休日扱い日

土曜日および休日等をいいます。

(8) 平月

休日扱い日以外の日をいいます。

3 周波数

周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

4 燃料費調整

電力量料金については、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額は、その1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、別表1記載の方法によるものとします。

Ⅲ. 業務用高圧電力

(高圧業務用電力 FR プラン A,高圧業務用電力 FR プラン B,高圧業務用電力 FR プラン C,高圧業務用電力 FR プラン L,高圧業務用電力 TOU,高圧業務用電力 TOU2,高圧業務用電力 TOU2,高圧業務用電力 TOU2,高圧業務用電力 WE プラン A,高圧業務用電力 WE プラン B,高圧業務用電力 WE プラン C,高圧業務用電力 WE プラン_1)

1 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

(1) 高圧業務用電力 FR プラン A,高圧業務用電力 FR プラン B,高圧業務用電力 FR プラン C,高圧業務 用電力 FR プラン L

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

需給契約書の定めのとおりといたします

ロ 電力量料金電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電

力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) 高圧業務用電力 FR プラン A

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(P) 高圧業務用電力 FR プラン B

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(^) 高圧業務用電力 FR プラン C

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(二) 高圧業務用電力 FR プラン 1

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(2) 高圧業務用電力 TOU, 高圧業務用電力 TOU2, 高圧業務用電力 TOU_1

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ電力量料金

а

b

c

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定することとし、重負荷時間に使用された電力量には重負荷時間料金を、昼間時間に使用された電力量には昼間時間料金を、夜間時間に使用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 高圧業務用電力 TOU

重負荷時間料金

里貝們时间科金				
1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします			
昼間時間料金				

需給契約書の定めのとおりといたします

需給契約書の定めのとおりといたします

 1 キロワット時につき

 夜間時間料金

引時間料金			

(P) 高圧業務用電力 TOU2

1キロワット時につき

a 重負荷時間料金

b 昼間時間料金

and the second s	乗が却が事の中はのしかり しいもし ナナ
1 1 キロワット時につき	
	電船等が1号リルドはリリノとねりてVリにしまり

c 夜間時間料金

* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(^) 高圧業務用電力 TOU_1

a 重負荷時間料金

b 昼間時間料金

	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします	
--	------------	--------------------	--

を 夜間時間料金

(3)高圧業務用電力 WE プラン A, 高圧業務用電力 WE プラン B, 高圧業務用電力 WE プラン C, 高圧業務用電力 WE プラン 1

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

ロ電力量料金

電力量料金は、その 1月の季節別・曜日別の使用電力量によって算定することとし休日扱い日に使

用された電力量には休日料金を,夏季の平日に使用された電力量には夏季の平日料金を,その他季の平日に使用された電力量にはその他季の平日料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 高圧業務用電力 WE プラン A

a 休日料金

	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
区日	料金	

b 平日料金

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(P) 高圧業務用電力 WE プラン B

a 休日料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

b 平日料金

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(^) 高圧業務用電力 WE プラン C

a 休日料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

b 平日料金

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(二) 高圧業務用電力 WE プラン 1

a 休日料金

b 平日料金

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

2 その他

- イ 高圧業務用電力 TOU, 高圧業務用電力 TOU2, 高圧業務用電力 TOU_1 および高圧業務用電力 WE プラン A, 高圧業務用電力 WE プラン B, 高圧業務用電力 WE プラン C, 高圧業務用電力 WE プラン $_1$ のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として高圧業務用電力 FR プラン A, 高圧業務用電力 FR プラン B, 高圧業務用電力 FR プラン C, 高圧業務用電力 FR プラン $_1$ に需給契約を変更することはできません。
- □ 高圧業務用電力 TOU, 高圧業務用電力 TOU2, 高圧業務用電力 TOU_1 または高圧業務用電力 WE プラン A, 高圧業務用電力 WE プラン B, 高圧業務用電力 WE プラン C, 高圧業務用電力 WE プラン L1 から高圧業務用電力 FR プラン A, 高圧業務用電力 FR プラン B, 高圧業務用電力 FR プラン C, 高圧業務用電力 FR プラン_1 に変更された後 1 年に満たないお客さまについては, 高圧業務用電力 TOU, 高圧業務用電力 TOU2, 高圧業務用電力 TOU_1 または高圧業務用電力 WE プラン A, 高圧業務用電力 WE プラン B, 高圧業務用電力 WE プラン C, 高圧業務用電力 WE プラン_1 に需給契約を変更することはできません。

Ⅲ 業務用特別高圧電力

(特別高圧業務用電力第 1 種プラン A, 特別高圧業務用電力第 1 種プラン B, 特別高圧業務用電力第 1 種プラン C, 特別高圧業務用電力第 2 種プラン A, 特別高圧業務用電力第 2 種プラン B, 特別高圧業務用電力第 2 種プラン C)

1 供給電圧

供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧	20,000 ボルトまたは
		30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧	70,000 ボルト

2 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

(1) 特別高圧業務用電力第1種プランA,特別高圧業務用電力第1種プランB,特別高圧業務用電力第1種 プランC

基本料金 ィ

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(特別高 圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。) の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 需給契約書の定めのとおりといたします

電力量料金

b

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定することとし、重負荷時間に使用さ れた電力量には重負荷時間料金を,昼間時間に使用された電力量には昼間時間料金を,夜間時間に使 用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

特別高圧業務用電力第1種プランA (1)

重負荷時間料金

	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします	
昼間時間料金			
	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします	
Laboration Burst A			

夜間時間料金 c

	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

特別高圧業務用電力第1種プランB (p)

重負荷時間料金 a

	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
I	時間料金	

b 昼間

1 キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
 Tel-Helder A	

夜間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

特別高圧業務用電力第1種プラン C (n)

重負荷時間料金 a

昼間時間料金 h

夜間時間料金

1 キロワット時につき	無給契約書の定めのとおりといたします
世 次 田 香 上 ᄷ へ 任 プ ニ 、 ・	性则方尺类效用最上族 2. 纸型 5. V. D. 性则方尺类效用最上效 2. 9

(2) 特別高圧業務用電力第2種プラン A, 特別高圧業務用電力第2種プラン B, 特別高圧業務用電力第2種 プランC

基本料金 イ

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(特別高 圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。) の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします

電力量料金 П

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏 季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月 に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたしま す。

特別高圧業務用電力第2種プランA (1)

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

特別高圧業務用電力第2種プランB (P)

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

特別高圧業務用電力第2種プラン C *(^*)

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

3 その他

特別高圧業務用電力第1種プラン A,特別高圧業務用電力第1種プラン B,特別高圧業務用電力第1 種プラン C のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として特別高圧業務用電力第2種プラン A,特別高圧業務用電力第2種プランB,特別高圧業務用電力第2種プランCに需給契約を変更する ことはできません。

口 特別高圧業務用電力第2種プラン A,特別高圧業務用電力第2種プラン B,特別高圧業務用電力第2種プラン C から特別高圧業務用電力第1種プラン A,特別高圧業務用電力第1種プラン B,特別高圧業務用電力第1種プラン Cに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧業務用電力第2種プラン A,特別高圧業務用電力第2種プラン B,特別高圧業務用電力第2種プラン Cに需給契約を変更することはできません。

Ⅳ. 産業用高圧電力

(高圧電力第 1 種プラン A,高圧電力第 1 種プラン B,高圧電力第 2 種プラン A,高圧電力第 2 種プラン B,高圧電力第 1 種プラン L,高圧電力第 1 種プラン H,高圧電力第 1 種プラン_1,高圧電力第 2 種プラン L,高圧電力第 2 種プラン H,高圧電力第 2 種プラン 1)

1 契約電力が 500 キロワット以上の場合

(1) 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

イ 高圧電力第1種プランA・高圧電力第1種プランB

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 需給契約書の定めのとおりといたします

(中) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定することとし、重負荷時間に使用された電力量には重負荷時間料金を、昼間時間に使用された電力量には昼間時間料金を、夜間時間に使用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

- a 高圧電力第1種プランA
 - (a) 重負荷時間料金

(b) 昼間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(c) 夜間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

- b 高圧電力第1種プランB
- (a) 重負荷時間料金

1キロロット時につき	霊給契約書の定めのとおりといたします
LL3 ログ グ い時に フさ	歯痴笑が青のためのとわりといたします

(b) 昼間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(c) 夜間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

- ロ 高圧電力第2種プランA・高圧電力第2種プランB
- (4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 高圧電力第2種プランA

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b 高圧電力第2種プランB

	夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
	その他季 1キロワット時につき	霊給契約書の定めのとおりといたします

2 契約電力が500キロワット未満の場合

(1) 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

イ 高圧電力第1種プランL・高圧電力第1種プランH・高圧電力第1種プラン 1

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 需給契約書の定めのとおりといたします

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定することとし、重負荷時間に使用された電力量には重負荷時間料金を、昼間時間に使用された電力量には昼間時間料金を、夜間時間に使用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

a 高圧電力第1種プランL

(a) 重負荷時間料金

	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
=		

(b) 昼間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(c) 夜間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

b 高圧電力第1種プランH

(a) 重負荷時間料金

| 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 昼間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(c) 夜間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

c 高圧電力第1種プラン_1

(a) 重負荷時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 昼間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(c) 夜間時間料金

| 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします

ロ 高圧電力第2種プランL・高圧電力第2種プランH・高圧電力第2種プラン_1

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき 需給契約書の定めのとおりといたします

(口) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には 夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 高圧電力第2種プラン L

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b 高圧電力第2種プランH

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

c 高圧電力第2種プラン_1

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

3 その他

高圧電力第 1 種プラン A, 高圧電力第 1 種プラン B のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として高圧電力第 2 種プラン A, 高圧電力第 2 種プラン B に需給契約を変更することはできません。また、高圧電力第 1 種プラン L・高圧電力第 1 種プラン H・高圧電力第 1 種プラン L・高圧電力第 2 種プラン H・高圧電力第 2 種プラン H・高圧電力第 2 種プラン 1 に需給契

約を変更することはできません。

V. 産業用特別高圧電力

(特別高圧電力第 1 種プラン A, 特別高圧電力第 1 種プラン B, 特別高圧電力第 2 種プラン A, 特別高圧電力第 2 種プラン B)

1 供給電圧

供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

`				
	契約電力	10,000 キロワット未満	標準電圧	20,000 ボルトまたは
				30,000 ボルト
	契約電力	10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧	70,000 ボルト
	契約電力	50,000 キロワット以上	標準電圧	140,000 ボルト

2 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

イ 特別高圧電力第1種プランA,特別高圧電力第1種プランB

(4) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電	電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
-----	-------------	--------------------

(中) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定することとし、重負荷時間に使用された電力量には重負荷時間料金を、昼間時間に使用された電力量には昼間時間料金を、夜間時間に使用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

- a 特別高圧電力第1種プランA
 - (a) 重負荷時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 昼間時間料金

| 1キロワット時につき | 需給契約書の定めのとおりといたします

(c) 夜間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

- b 特別高圧電力第1種プランB
 - (a) 重負荷時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 昼間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

(c) 夜間時間料金

1キロワット時につき 需給契約書の定めのとおりといたします

- ュ 特別高圧電力第2種プランA,特別高圧電力第2種プランB
- (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします

(中) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には 夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といた します。

a 特別高圧電力第2種プランA

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b 特別高圧電力第2種プランB

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

3 その他

- イ 特別高圧電力第 1 種プラン A, 特別高圧電力第 1 種プラン B のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力第 2 種プラン A, 特別高圧電力第 2 種プラン B に需給契約を変更することはできません。
- 中 特別高圧電力第 1 種プラン A,特別高圧電力第 1 種プラン B から特別高圧電力第 2 種プラン A,特別高圧電力第 2 種プラン B に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、特別高圧電力第 1 種プラン A,特別高圧電力第 1 種プラン B に需給契約を変更することはできません。

VI. 臨時電力

(臨時電力)

1 契約電力

契約電力は、業務用高圧電力または産業用高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が 500 キロワット未満の場合は、旧一般電気事業者と同様の方法によって算定された値といたします。この料金表の実施時における旧一般電気事業者の契約電力の算定方法は別表 2 の通りであり、旧一般電気事業者が契約電力の算定方法を変更した場合には、変更後の算定方法によるものとします。

2 料金

(1) 基本料金

基本料金は、1月につきそのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

VII. 特別高圧臨時電力

(臨時電力)

1 料金

(1) 基本料金

基本料金は、1月につきそのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

VIII. 自家発補給電力

(業務用自家発補給電力、自家発補給電力)

1 業務用自家発補給電力

(業務用自家発補給電力)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

h a 以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

2 産業用自家発補給電力

(自家発補給電力)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

(a) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a 以外の場合

(a) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

IX. 特別高圧自家発補給電力

(業務用自家発補給電力、自家発補給電力)

1 業務用特別高圧自家発補給電力

(業務用自家発補給電力)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

口 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

2 産業用特別高圧自家発補給電力

(自家発補給電力)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a 以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

X. 予備電力

(予備電力)

1 料金

(1) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定める料金を適用いたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

XI. 特別高圧予備電力

(予備電力)

1 料金

(1) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定める料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

附則

- 1 この料金表の実施期日
 - この料金表は、令和5年4月1日から実施いたします。
- 2 標準周波数についての特別措置

託送供給等約款附則 2 (標準周波数についての特別措置) にしたがい,需給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については,当分の間,標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

託送供給等約款附則(受電電気方式,供給電気方式,受電電圧および供給電圧についての特別措置)にしたがい,供給電気方式および供給電圧については,一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には,当分の間,交流3相3線式標準電圧10,000ボルト,40,000ボルトまたは60,000ボルトで供給することがあります。この場合,料金その他の供給条件は,10,000ボルトまたは40,000ボルトで供給を行うときには特別高圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、60,000ボルトで供給を行うときには特別高圧70,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

1 燃料費調整

(1) 用語の定義

次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。

「貿易統計」

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

「平均燃料価格算定期間」

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間,2月1日から4月30日までの期間,3月1日から5月31日までの期間,4月1日から6月30日までの期間,5月1日から7月31日までの期間,6月1日から8月31日までの期間,7月1日から9月30日までの期間,8月1日から10月31日までの期間,9月1日から11月30日までの期間,10月1日から12月31日までの期間,11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

石炭換算値1トン当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.0000$

 $\beta = 0.0000$

 $\gamma = 1.0000$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1トン当たりの平均燃料価格が26,700円を下回る場合

燃料費 調整単価 = (26,700円-平均燃料価格) × (3) の基準単価 (税込) 1,000

(p) 1トン当たりの平均燃料価格が26,700円を上回る場合

燃料費 調整単価 = (平均燃料価格-26,700円) × (税込) (3) の基準単価 1,000

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格 算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は, (ロ) および(ハ) の場合を除き, 次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針臼の前日までの期間

その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
その年の8月の検針日から9月の検童十日の前日までの期間
その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの 期間
翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
翌年の3月の検針白から4月の検針日の前日までの期間
翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (n) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、 (n) の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ) に準ず るものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、計量日といたします。
- (n) 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま(当該お客さまに係る業務用自家発補 給電力,自家発補給電力および予備電力を含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについて は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ) に準ずるものといたし ます。この場合、(イ) にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 高圧のお客さま

1キロワット時につき	41 銭 8 厘
特別高圧のお客さま	
1キロワット時につき	40 銭 9 厘

2 契約電力の算定方法

臨時電力のお客さまの契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、(3) によって換算するものといたします。) についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計に口の係数を乗じてえた値といたします。

イ 契約負荷設備のうち

	最初の2台の入力につき	100 パーセント
最大入力 のものから	次の2台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
次の 100 キロワットにつき	70 パーセント
次の 150 キロワットにつき	60 パーセント
次の 200 キロワットにつき	50 パーセント
500 キロワットをこえる部分につき	30 パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力(出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに(3)によって換算するものといたします。)との合計(この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。

NO CALLECT ACOSTS	
最初の 50 キロワットにつき	80 パーセント
次の 50 キロワットにつき	70 パーセント
次の 200 キロワットにつき	60 パーセント
次の 300 キロワットにつき	50 パーセント
600 キロワットをこえる部分につき	40 パーセント

(3) 契約負荷設備の入力換算容量は、次のとおりといたします。

イ 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)によります。

(イ) けい光灯

入力(ワット)=管灯の定格消費電力(ワット)×125パーセント

(ロ) ネオン管灯

1.24 4 1971	
2 次電圧 (ボルト)	換算容量 (入力〔ワット〕)
3,000	30
6,000	60
9, 000	100
12,000	140
15,000	180

(ハ) スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量 (入力〔ワット〕)
999 以下	40
1,149以下	60
1,556以下	70
1,759以下	80
2, 368 以下	100

(二) 水銀灯

出力	換算容量
(ワット)	(入力〔ワット〕)
40 以下	50
60 以下	70
80 以下	90
100 以下	130
125 以下	145
200 以下	230
250 以下	270
300 以下	325
400 以下	435
700 以下	735
1,000以下	1,005

口 誘導電動機

(イ) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示の単相誘導電動機の換算容量(入力[ワット])は、換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。

(口) 3相誘導電動機

0 1HW1-44-60391/W	
契約負荷設備	換算容量(入力〔キロワット〕)
低圧誘導電動機	出力(馬カ)×93.3パーセント
	出力(キロワット)×125.0パーセント
高圧誘導電動機	出力 (馬カ) ×87.8 パーセント
	出力(キロワット)×117.6パーセント

ハ電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- (イ) 日本工業規格に適合した機器 (コンデンサ内蔵型を除きます。) の場合 入力 (キロワット) =最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア) ×70 パーセント
- (ロ) (イ) 以外の場合

入力(キロワット)=実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ニ その他

- (イ) イ,ロおよびハによることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- (p) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- (n) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。